平成２１年（フ）第２５９号
京都市中京区西洞院通錦小路上る古西町436番地興和セントラルビル４階
破産者　アイシーエフ株式会社
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第６５号
京都府福知山市夜久野町板生2383番地、営業所京都府与謝郡与謝野町字幾地358
破産者　丸二産業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
愛媛県八幡浜市保内町川之石３番耕地10番地
破産者　有限会社シュアホーム・ヨネダ
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２０年（フ）第１０１０号
鹿児島県鹿児島市東佐多町2525番地２
破産者　有限会社丸一運送
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
新潟県三条市東裏館２丁目20番10号
破産者　長谷川信行
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２０年（フ）第９６９号
兵庫県尼崎市元浜町５丁目68番地の１
破産者　日進建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７６２号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目７番３号
破産者　有限会社光研
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１２７号
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目46番地の２
破産者　株式会社宮武青果
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１５９号
兵庫県尼崎市栗山町２丁目21番29号
破産者　有限会社平成建設
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第２０９５号
福岡市博多区東那珂１丁目15番１号
破産者　慶和印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０９９号
福岡県筑紫野市大字阿志岐2371番地４、商業登記簿上の住所福岡県筑紫野市大字二日市905番地
破産者　有限会社呉服の花龍
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第５号
岩手県宮古市茂市第３地割177番地
破産者　新里採石株式会社
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第９８号
栃木県下都賀郡都賀町大字升塚600番地１、前住所栃木県下都賀郡都賀町大字升塚115番地１
破産者　鈴木　良子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３０２号
栃木県下野市薬師寺3499番地
破産者　永井　栄男
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１５号
栃木県那須塩原市清住町94番地133
破産者　伴内　功一
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４号
栃木県宇都宮市今泉町365番地沼子ハイツ207号室
破産者　有限会社開成土木設計
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５号
栃木県宇都宮市今泉町365番地　沼子ハイツ307号
破産者　岡山富治夫
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第３０６号
富山県高岡市蓮花寺743番地の１
破産者　株式会社木本工務店
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第６６１号
金沢市上安原町94番地３
破産者　今井工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第９０号
山梨県富士吉田市下吉田6303番地
破産者　下の水石油株式会社
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３６４号
三重県津市半田2406番地31
破産者　亀田　尚志
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５号
三重県津市上浜町４丁目56番地２
破産者　亀田　武尚
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係